

(仮称) 下関北九州道路 環境影響評価方法書の あらまし

 山口県

 北九州市

令和4年4月

目次	1 事業概要	2-3
	2 手続きの流れ	4
	3 環境影響評価方法書とは	5
	4 環境影響評価方法書について	6-7
	5 縦覧等	8

1. 事業概要

はじめに

(仮称)下関北九州道路は、下関市、北九州市の都心部を結び、循環型ネットワークの形成により、くらし、産業・物流、観光、渋滞緩和など地域の一体的発展に寄与するとともに、本州と九州の広域的な人流・物流及び経済活動の活性化を支える大動脈であり、更に、災害時の代替路としての機能・役割を担う道路です。

下関市と北九州市を結ぶ延長約8kmを、円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するために必要な都市施設として都市計画に定めるにあたり、都市計画決定権者(山口県、北九州市)が都市計画の手続きとあわせて環境影響評価の手続きを行います。

この「あらし」は、「環境影響評価において、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのか」という内容を記載した「環境影響評価方法書」の概要を示したものです。

■都市計画対象道路事業の位置



都市計画対象道路事業の目的

本州と九州を繋ぐ関門橋及び関門トンネルでは、自然災害や事故、補修工事等による通行止めが発生しており、通行止めによる著しい交通渋滞が市民生活や企業活動へ大きな影響を及ぼしています。さらに、下関市及び北九州市間の移動は大きな迂回が必要であるとともに、両市の中心部及び両市を接続する国道3号、関門トンネル等では、交通混雑が発生しています。

本事業は、関門トンネル・関門橋の代替機能の確保、さらには循環型ネットワーク形成による関門地域の一体的発展を目的とした道路で、「暮らし」「産業・物流」「観光」「代替路」の4つの政策目標を設定し、これらを達成するために別線整備による対策案を検討しています。



都市計画対象道路事業の概要（事業特性）

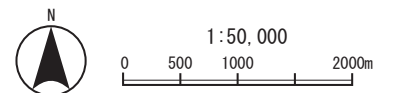
都市計画対象道路事業の名称	(仮称) 下関北九州道路
都市計画決定権者の名称	都市計画決定権者の名称：山口県 代表者の氏名：山口県知事 村岡 嗣政 住 所：山口県山口市滝町1番1号 都市計画決定権者の名称：北九州市 代表者の氏名：北九州市長 北橋 健治 住 所：福岡県北九州市小倉北区城内1番1号
都市計画対象道路事業の種類	高速自動車国道または、指定都市高速道路または、一般国道の新設もしくは改築
起点/終点	起点：山口県下関市/終点：福岡県北九州市
道路延長	約8km
車線数	4車線
設計速度	80km/h
道路構造の概要	地表式(盛土構造、切土構造)、嵩上式(橋梁構造)

都市計画対象道路事業実施区域の位置



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 3JHf 485
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界



注1：「都市計画対象道路事業実施区域」（以下、「実施区域」）とは、本事業の実施により、土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築が想定される概ねの範囲とし、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置が想定される概ねの範囲を含むものとし、なお、実施区域は方法書の作成の時点において、既に変更の余地のないものとして決定されている区域という趣旨ではなく、その時点において対象道路の実施が見込まれる区域をいいます。

注2：本図面の範囲を「都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲」（以下、「調査区域」）と言います。

2. 手続きの流れ

環境影響評価と都市計画の手続きの流れ

平成29年5月から、地域が主体となり、概略ルート・構造形式・整備手法について具体的な調査検討を行うことを目的とした「下関北九州道路調査検討会」を設立し、構造形式を検討する必要があること等を確認しました。令和元年9月から、(仮称)下関北九州道路の計画の具体化に向けた必要な検討を行う場として、国及び2県2市で構成する「下関北九州道路計画検討会」を設立し、海上部の概略構造はトンネル案より橋梁案が妥当であること等を確認しました。

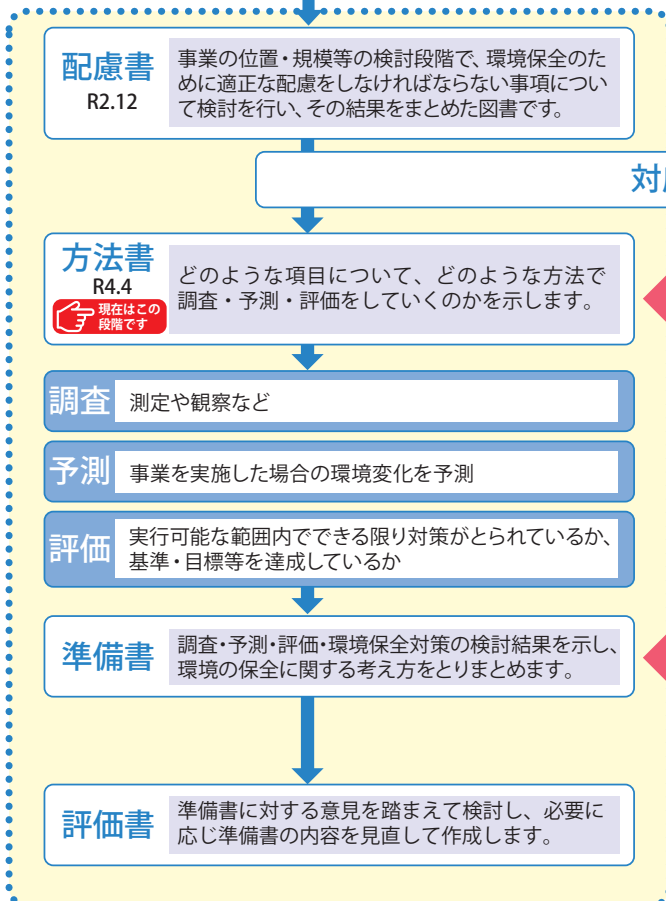
過年度の検討結果を踏まえ、地域の課題を解決するため、令和2年度から実施した計画段階評価の手続きにおいて、住民や企業へのアンケート調査や関係する地方公共団体の長からの意見、中国・九州地方合同小委員会^{*1}での有識者の意見等を踏まえ、複数のルート帯案について比較評価を行いました。配慮書手続きの完了後、総合的に検討の上、複数のルート帯案のうち、海峡部の構造形式を橋梁とした「別線案(集落・市街地回避ルート)」を対応方針として決定しました。

今後の環境影響評価手続きにおいては、方法書手続きにより地域の皆様等からの意見も踏まえて決定した方法で現地の調査等を行うとともに、都市計画手続きにおいてはルートの原案を作成します。

※1：社会資本整備審議会 道路分科会 中国・九州地方合同小委員会

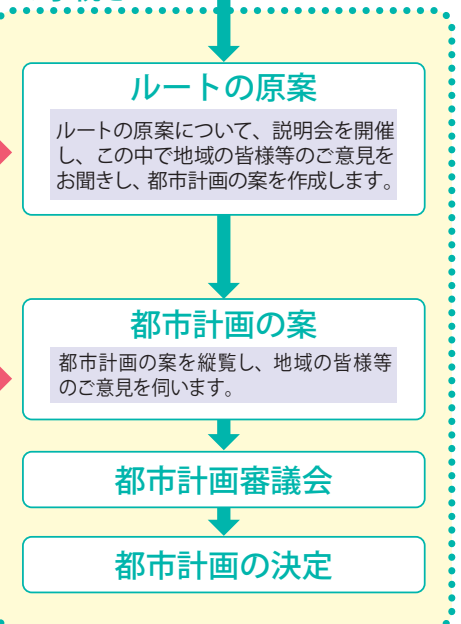


環境影響評価の手続き



対応方針の決定 R3.3

都市計画の手続き



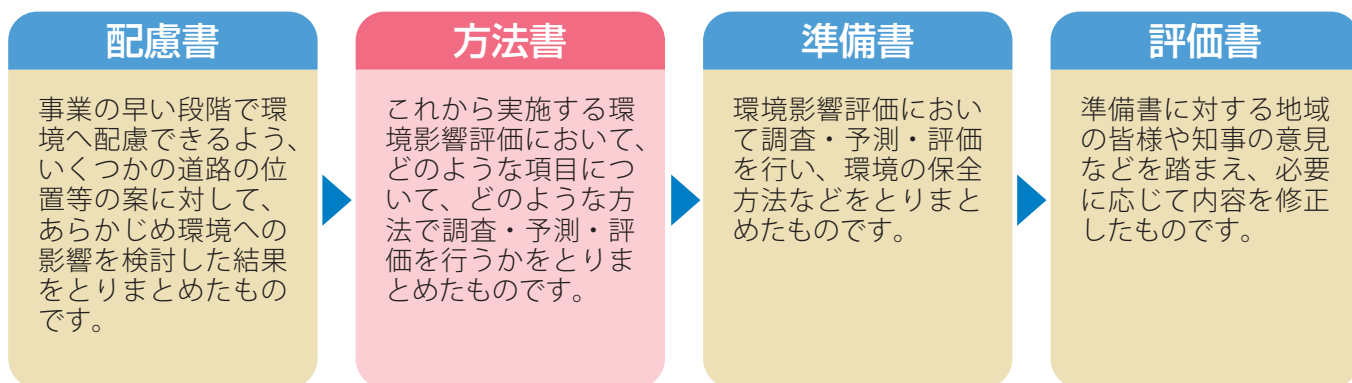
3. 環境影響評価方法書とは

環境影響評価（環境アセスメント）とは

環境影響評価は、開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して地域の皆様、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画（都市計画）を作り上げていこう、という制度です。

一定の規模以上の事業は、法律や条例により、事業者に対して環境影響評価の実施が義務付けられています。このうち、対象事業が都市計画に定められる場合は、事業者に対して都市計画決定権者（(仮称)下関北九州道路では山口県と北九州市）が、都市計画を定める手続きと併せて環境影響評価の手続きを行います。

環境影響評価に関する図書

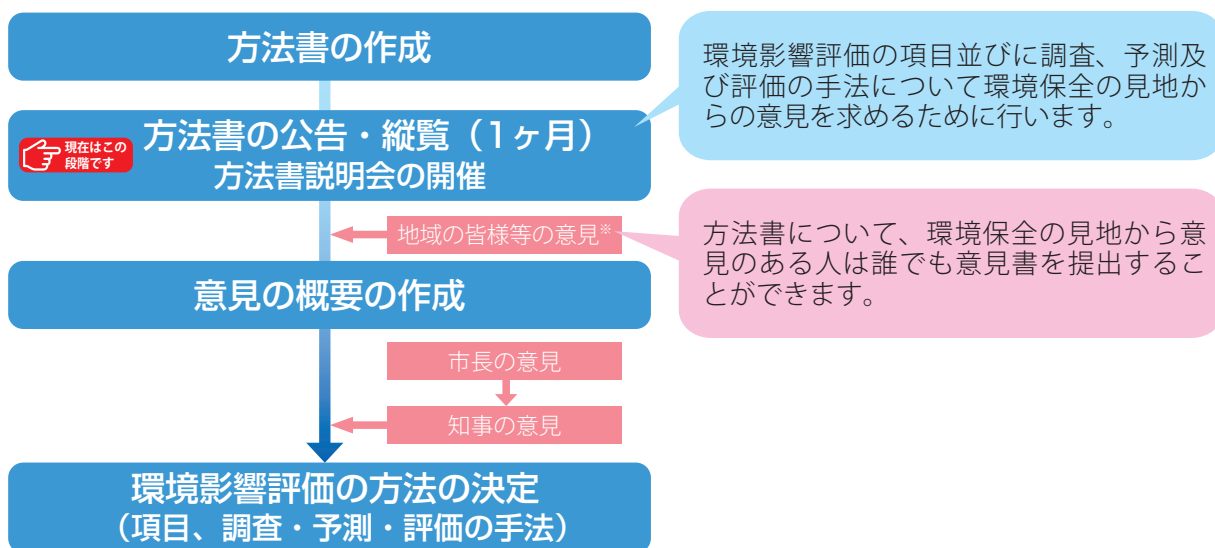


現在はこの段階です

環境影響評価方法書とは

方法書は、配慮書に対する山口県知事、福岡県知事、北九州市長、下関市長、国土交通大臣からの意見などを踏まえ、事業実施による環境への影響（大気質や騒音、動物や植物など）を想定した上で、これから実施する環境影響評価において、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価を行うかをとりまとめたものです。

環境影響評価の方法の決定までの流れ



*地域の皆様等の意見の提出期間は、公告の日から縦覧期間満了日翌日より2週間後までです。

4. 環境影響評価方法書について

都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を検討するにあたって、調査区域の状況を既存資料に基づき把握しました。

自然的状況	大気環境	大気質については、二酸化窒素、浮遊粒子状物質を測定する一般環境大気測定局が5箇所、自動車排出ガス測定局が1箇所あり、二酸化窒素は測定された全6箇所、浮遊粒子状物質は測定された全4箇所環境基準を達成しています。騒音については、道路交通騒音が39地点で測定されており、昼夜間共に環境基準達成の地点は33地点あります。
	水環境	水質については、7河川8地点で調査が行われており、8地点すべてで浮遊物質（SS）、7地点で水素イオン濃度（pH）について環境基準を達成しています。また、海域については、16地点で調査が行われており、14地点で水素イオン濃度（pH）について環境基準を達成しています。底質については、海域の3地点で調査が行われており、3地点すべてで底質の暫定除去基準を達成しています。
	地形及び地質	夜宮の大柱化木等の重要な地形及び地質が4箇所分布しています。
	動物、植物、生態系	重要な動物723種（哺乳類15種、鳥類126種、両生類12種、爬虫類8種、魚類65種、クモ類・昆虫類253種、貝類214種、甲殻類その他30種）、重要な植物525種が生息・生育しているとされています。生態系は、「丘陵地・台地の生態系」、「低地・海岸の生態系」、「水域（海域・汽水域）の生態系」であり、生息・生育の基盤の観点から「丘陵地・台地」、「低地・海岸」、「水域（海域・汽水域）」を中心とした3つの生態系に区分されると考えられます。
	景観、人と自然との触れ合いの活動の場	関門海峡並びにそれに面した地域における山並み等の自然環境、歴史や文化が薫る街並み及び人々の活動により構成される景観（関門景観）が形成されています。また、主要な眺望点18箇所、景観資源3箇所、主要な人と自然との触れ合いの活動の場24箇所があります。
社会的状況	土地利用	北九州市の地目別面積は宅地の占める割合が最も高く、次いで山林、雑種地、田の順となっています。下関市の地目別面積は山林の占める割合が最も高く、次いで田、宅地、畑の順となっています。
	交通	幹線道路網として北九州高速2号線、4号線、一般国道3号、一般国道191号等があり、その他の主要路線として主要地方道八幡戸畑線等があります。また、海域には、国際拠点港湾である北九州港、下関港があり、両港を結ぶ関門航路があります。
	学校、住居等	環境の保全についての配慮が特に必要な施設として、小学校51箇所、中学校32箇所、高等学校24箇所、大学・短期大学・専修学校・特別支援学校38箇所、幼稚園33箇所、保育所77箇所、認定こども園17箇所、社会福祉施設138箇所、病院35箇所、図書館10箇所があります。
	法令等	「景観法」に基づき、北九州市では「北九州市景観計画」が、下関市では「下関市景観計画」が策定されており、関係市（北九州市、下関市）全域が景観計画区域に定められています。さらに、臨海部産業景観形成誘導地域、景観重点整備地区、関門景観形成地域が定められています。「都市計画法」に基づき、用途地域が定められています。その他、主な法令として、騒音、振動及び水質汚濁等に関する基準の規制区域等があります。

注：「調査区域」とは、「都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲」であり、調査区域の範囲はP.3の図面の範囲です。

環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は、国土交通省令、道路環境影響評価の技術手法、山口県環境影響評価技術指針、福岡県環境影響評価技術指針、北九州市環境影響評価技術指針を参考として、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性並びに専門家等の技術的助言を踏まえて選定しました。

環境要素の区分	環境要因の区分			工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用		
	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬 に用いる車両の運行	切土工等又は既存 の工作物の除去	工事施工ヤードの 設置	工事用道路等の 設置	水底の掘削等	掘削式（地表式又は 道路（地表式又は 存在）の存在	道路（高上式）の 存在	自動車の走行		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 粉じん等							●	
		騒音	騒音	●	●					●	
		振動	振動	●	●					●	
		低周波音	低周波音							●	
	水環境	水質	水の濁り		●		●				
		底質	底質				●				
土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質			●		●				
	その他の環境要素	日照障害							●		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	●		●	●	●	●			
	植物	重要な種及び群落			●	●	●	●			
	生態系	地域を特徴づける生態系			●	●	●	●			
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						●			
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場						●			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物		●							

調査・予測の手法

調査・予測の手法の概要は次のとおりです。

調査地点は、環境要素ごとに、予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点を選定します。

環境要素	調査の手法	予測の手法
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質)	<ul style="list-style-type: none"> ■大気質の濃度：「大気汚染に係る環境基準について」等に規定される測定方法 ■気象（風向・風速等）の状況：「地上気象観測指針」による方法 	拡散式（ブルーム式及びパフ式）を用いて、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の年平均値を予測
大気質 (粉じん等)	<ul style="list-style-type: none"> ■気象（風向・風速等）の状況：「地上気象観測指針」による方法 	事例の引用又は解析により、季節別降下ばいじん量を予測
騒音	<ul style="list-style-type: none"> ■騒音の状況：「騒音に係る環境基準」等に規定する騒音の測定方法 ■地表面・沿道の状況：現地踏査による目視 	日本音響学会の予測モデルによる計算により騒音レベルを予測
振動	<ul style="list-style-type: none"> ■振動の状況：「振動規制法施行規則」に規定する振動の測定方法 ■地盤の状況：現地踏査による目視及び大型車単独走行時の地盤振動を周波数分析して求める方法 	事例の引用又は解析により得られた式により、振動レベルを予測（建設機械の稼働） 振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式により、振動レベルを予測
低周波音	<ul style="list-style-type: none"> ■住居等の位置：現地踏査による目視 	既存調査結果により導かれた予測式により、低周波音圧レベルを予測
水質 (水の濁り)	<ul style="list-style-type: none"> ■水質（浮遊物質量等）の状況：「水質汚濁に係る環境基準について」に規定される測定方法 ■水象（流量等）の状況：「水質調査方法」等に規定される測定方法 ■水底の土砂（粒度分布）の状況：日本産業規格A1204に規定される測定方法 	類似事例を用いて推定する方法、もしくは計算による方法により、水の濁りを予測 数値シミュレーションにより当該海域の流況を再現し、水の濁りの拡散範囲を予測（水底の掘削等）
底質	<ul style="list-style-type: none"> ■底質の状況：「底質調査方法について」に規定される測定方法 	底質拡散による影響が生じる行為・要因を明らかにすることにより定性的に予測
地形及び地質	<ul style="list-style-type: none"> ■地形及び地質の概況、重要な地形及び地質の分布、状態及び特性：既存資料調査及び現地調査 	事例の引用又は解析による手法により予測
日照障害	<ul style="list-style-type: none"> ■土地利用の状況、地形の状況：既存資料調査及び現地調査 	予測地域の平面図上に等時間の日影線を描いた日影図を作成することにより予測
動物	<ul style="list-style-type: none"> ■動物相の状況、重要な種等の状況：既存資料調査及び現地調査（個体や痕跡の目視、鳴き声の聞き取り、個体の採取による方法） 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な種及び注目すべき生息地が消失・縮小する区間及び重要な種等の移動経路が分断される区間並びにその程度を把握 ・重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を、科学的な知見や類似事例を参考に予測
植物	<ul style="list-style-type: none"> ■植物相及び植生の状況、重要な種及び群落の状況：既存資料調査及び現地調査（個体の目視、個体の採取による方法） 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な種・群落の生育地が消失・縮小する区間及びその程度を把握 ・重要な種及び群落の生育に及ぼす影響の程度を、科学的な知見や類似事例を参考に予測
生態系	<ul style="list-style-type: none"> ■動植物その他の自然環境に係る概況、地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況：「動物」及び「植物」と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ・生息、生育基盤が縮小する区間及び移動経路が分断される区間並びにその程度を把握 ・注目種・群集の生息・生育状況の変化及びそれに伴う地域を特徴づける生態系に及ぼす影響の程度を、注目種・群集の生態並びに注目種・群集と他の動植物の関係を踏まえ、科学的な知見や類似事例の引用その他の手法により予測
景観	<ul style="list-style-type: none"> ■主要な眺望点の状況、景観資源の状況、主要な眺望景観の状況：既存資料調査及び聞き取り調査又は現地調査（写真撮影等により視覚的に把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・図上解析することにより、変更の位置、程度を把握 ・フォトモンタージュ法等の視覚的な表現方法により眺望景観の変化の程度を把握、物理的指標を用い、眺望景観の変化の程度が人間に与える影響を整理
人と自然との触れ合いの活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ■人と自然との触れ合いの活動の場の概況、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況：既存資料調査及び聞き取り調査又は現地調査（写真撮影等により視覚的に把握、行われている主な自然との活動内容を詳細に把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・図上解析することにより、主要な触れ合い活動の場及びそれを取り巻く自然資源の変更の位置、程度を把握 ・主要な触れ合い活動の場について、分断等の利用性の変化、到達時間・距離の変化、認識される近傍の風景の変化が生じる位置・程度を把握することにより予測
廃棄物等	<ul style="list-style-type: none"> ■既存の工作物、建設発生木材の分布状況、再資源化施設・中間処理施設の立地状況等：既存資料調査等 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等の種類ごとの概略の発生量及び処分の状況を予測 ・実行可能な再利用・適正処分の方策を検討

評価の手法

■回避又は低減に係る評価

調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、本事業の実施により環境影響評価項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価します。

■基準又は目標との整合

国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、影響要因に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。

5. 縦覧等

縦覧について

縦覧場所

山口県 土木建築部 都市計画課、下関土木建築事務所
北九州市 建築都市局 都市交通政策課、小倉北区役所 総務企画課
福岡県 県土整備部 道路建設課
下関市 環境部 環境政策課、都市整備部 都市計画課
国土交通省 中国地方整備局 道路計画課
国土交通省 九州地方整備局 道路計画第一課

縦覧期間

令和4年4月1日(金)～令和4年5月9日(月)午前9時30分～午後5時
(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く)

インターネットによる公表

山口県 <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18400/city-plan/shimokitahohosyo.html>
北九州市 <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/08000213.html>
※ホームページ上では、期間中の土日祝日を含み、終日閲覧が可能です。



山口県



北九州市

意見書について

意見書の提出期限

令和4年5月23日(月)まで(郵送の場合は当日消印有効)

意見書の提出先及び提出方法

○山口県 〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
山口県 土木建築部 都市計画課 まちづくり推進班

※郵送又は持参による書面で提出することができます。

※意見書は任意様式ですが、Webサイトに参考様式を掲載しています。

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18400/city-plan/shimokitahohosyo.html>)

○北九州市 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市 建築都市局 計画部 都市交通政策課
FAX 093-582-2503
電子メール toshi-koutsuu@city.kitakyushu.lg.jp

※郵送、FAX又は持参による書面、もしくは電子メールで提出することができます。

※意見書は任意様式ですが、縦覧場所及びwebサイトに参考様式を用意しています。

(<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/08000213.html>)



山口県



北九州市

意見書の記載事項(以下のア～ウは必ず記載してください)

- ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所
(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- イ 意見書の提出の対象である環境影響評価方法書の名称
(「(仮称)下関北九州道路 環境影響評価方法書」と記載するものとします。)
- ウ 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見
(日本語により、意見の理由を含めて記載するものとします。)

問い合わせ先

山口県 土木建築部 都市計画課 まちづくり推進班
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
TEL 083-933-3733
電子メール a18400@pref.yamaguchi.lg.jp

北九州市 建築都市局 計画部 都市交通政策課
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
TEL 093-582-2518
電子メール toshi-koutsuu@city.kitakyushu.lg.jp